

取引先の皆様との価格決定方法について

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、直接の取引先の皆様がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを取引先の皆様からの要請額の妥当性の判断に反映させることとします。
- 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、労務費上昇の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を確保するよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め下請事業者との契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・取り交わしを行います。

2024年7月5日

水澤化学工業株式会社 代表取締役社長 中川 英之